

佐久市リモートワーク実践者スタートアップ支援金 チェック表

佐久市では、令和2年11月1日以降に、長野県外からの移住してきた人や長野県外との二地域居住を始めた人が、リモートワークを実践する場合の支援金を交付しています。

申請期限（「3 申請の期限と申請に必要な書類」を参照）を過ぎて申請のあった場合や、年度途中で予算の上限に達した場合は、支援金の交付はできませんので、ご注意ください。

**年度末（3月31日ごろ）に申請が集中することが想定されます。可能な限り、期間に余裕をもって申請してください。
やむを得ず申請が年度末になる場合は、必ず事前に担当課まで連絡してください。**

1 要件（まずは支援金の対象になるかチェックしてください）

チェック	要件
	<p>佐久市でリモートワーク※を実践している被用者又は個人事業主</p> <p>【注意】企業に雇用されずに個人でリモートワークをしている場合、<u>個人事業の開業届を行い、営業の実態がある個人事業主に限ります。</u></p> <p>※リモートワークとは、シェアオフィスやサテライトオフィスなどの勤務先以外の場所や自宅で、パソコンやタブレット、ネットワーク通信などの情報通信技術（ICT）を利用して仕事をすることを言います。</p>
	<p>佐久市でリモートワークを3年以上※継続して実施する意志がある ※起算日は、移住や二地域居住の開始日</p>
	<p>令和2年11月1日以降に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長野県外から佐久市に移住した（住民登録をした）人 又は ○ 初めて長野県外と佐久市の二地域居住を始めた人 ※ <p>※二地域居住とは、佐久市で住宅を借りる・建てる・買うなどして、そこでの居住実態（電気・ガス・水道などの利用が証明できる）があり、賃貸の場合は、契約期間が1年以上の長期契約であること。二地域居住を始めた日は、契約に基づく「住宅の引渡日」のことです（引渡日は契約の内容により異なります。）。</p>
	<p>市町村民税（特別区民税を含む。）に滞納がない人</p>
	<p>申請した日から3年を超えて本市に居住しようとする人</p>
判定結果	<p>※上の全ての要件を満たしていること。</p>

2 補助金の種類

	補助金の名称	補助額	備考
①	リモートワーク支度金	5万円	1の「要件」を全て満たしている人
以下の支援金は、①のリモートワーク支度金の受けている人が対象です。			
②	新佐久市民応援金	10万円	「 <u>移住した人</u> 」のみ対象です。
②-2	中学生以下の子の加算	対象の子ども一人につき10万円	②の新佐久市民応援金を受けた人が中学生以下の子ども同居する場合
③	新幹線乗車券等購入費支援金	月額上限2万5千円※1 (最長36カ月※2)	通勤や顧客との商談などのために、 <u>佐久平駅発着の新幹線を利用する場合</u> （ <u>在来線は対象になりません。</u> ）
※1 新幹線の乗車券・回数乗車券・割引乗車券と特急券、通勤定期券の購入費から、新幹線通勤手当相当額を差し引いた額の1/2以内の金額（1,000円未満は切捨て）。			
【注意】通勤定期券の場合は、東日本旅客鉄道株式会社 <u>佐久平駅</u> で購入したものに限ります。（他の駅で購入した場合は、支給できません。）			
※2 「リモートワーク支度金の交付決定兼確定を受けた日」の翌月から36か月間			

④	シェアオフィス等利用支援金	月額上限5千円※1 (最長36カ月※2)	佐久市内のシェアオフィスなどをを利用してリモートワークをしている場合
	※1 市内のシェアオフィス等の利用料の1/2以内の金額(1,000円未満は切捨て)		
	【注意】1か月以上を単位とした交付対象者の個人名義の利用契約に限ります。(時間や日単位の契約や会社名義の契約は対象なりません。)		
	※2 「リモートワーク支度金の交付決定兼確定を受けた日」の翌月から36か月間		

①②は一人につき1回限り申請できます。(夫婦でそれぞれ要件を満たす場合は、両方申請が可能です。)

②ー2は、②の申請と同時に行なう必要があり(②の交付後に生まれた子どもについては、支給の対象にはなりません。)、一世帯につき1回限り申請できます。

【注意事項(他の補助金との重複受給の禁止)】

○佐久市移住促進住宅取得費等補助金の子どもの加算を受けている人は、②ー2は受けられません。

○佐久市移住促進住宅取得費等補助金の新幹線通勤補助を受けている人は、③は受けられません。

○佐久市U・Jターン就業・創業移住支援事業補助金を受けている人は、この補助金は受けられません。

○長野県が実施する、おためしナガノ事業経費補助金を受けている人は、この補助金は受けられません。

○上記以外で、この支援金と同趣旨の補助金等を受けている人は、この補助金は受けられません。

3 申請の期限と申請に必要な書類

【① リモートワーク支度金】

申請期限 : 移住や二地域居住を開始してから速やかに

必要な人	必要な書類	備考
必要書類	全員 リモートワーク実践者スタートアップ支援金申請書兼実績報告書(様式第1号)	<u>確認事項・誓約事項・同意事項は必ず読み、チェックしてください。また、被用者は、会社の人事担当者の証明が必要です。</u>
	個人事業主 リモートワーク申告書兼誓約書(様式第2号)	<u>誓約事項は必ず読んでください。リモートワークの内容は具体的に記載してください。</u>
	個人事業主 確定申告書(申告書B第1表)の写し ※又は市県民税の申告書の控えの写し	・事業収入が計上されているもの。 ・※は確定申告の義務がない個人事業主で、確定申告書の写しが提出できない場合。 ・令和2年1月1日以降に創業した方で、申請期限までに確定申告書等の提出が難しい場合は、ご相談ください。
	個人事業主 個人事業の開業届出書の写し	未届けの場合は、税務署に開業届出書を提出し、控えを受け取ってください。紛失した場合は、税務署で再発行を行ってください。(控えを写真撮影し、印刷したものでも可)
	個人事業主 リモートワークを実施する場所を証明する資料	リモートワークを実施する場所と佐久市での住所地とが異なる場合に必要
	移住者 佐久市の住民票	
	二地域居住者 現住所の住民票	
	二地域居住者 本市での居住実態が分かる書類	佐久市の住居の賃貸借契約書、工事請負契約書、不動産売買契約書など。また、引渡日が令和2年11月1日以降であることを証明する書類(領収書等)
	全員 市町村民税の滞納がないことを証明できるもの	「納税証明書」や「滞納がない証明書」など(取得できる最新年のもの)
その他市長が必要と認める書類		

【② 新佐久市民応援金（②-1 中学生以下の子の加算）】

申請期限： 移住してから速やかに

	必要な人	必要な書類	備考
必要書類	全員	リモートワーク実践者スタートアップ支援金申請書兼実績報告書（様式第1号）	確認事項・誓約事項・同意事項は必ず読み、チェックしてください。同時に、①リモートワーク支度金を申請する場合は不要
	全員	佐久市の住民票	同時に、①リモートワーク支度金を申請する場合は不要
	加算申請者	中学生以下の子どもの住民票	中学生以下の子の加算を受ける場合に必要

【③ 新幹線乗車券等購入費支援金】

申請期限： 新幹線乗車券等を購入した年度の3月31日まで
(新幹線通勤定期券の場合は、有効期間の満了した年度の3月31日まで)

対象期間： 「リモートワーク支度金の交付決定兼確定を受けた日」の翌月から36か月間

申請にあたっての注意事項：

定期券以外の新幹線乗車券をご利用の方は、毎月初（1日）から月末までの月単位で申請してください。

なお、複数月分をまとめて申請することは可能です。

（申請例：令和2年12月1日～令和3年2月28日分）

	必要な人	必要な書類	備考
必要書類	全員	リモートワーク実践者スタートアップ支援金（新幹線乗車券購入費支援金）申請書兼実績報告書（様式第3号）	確認事項は必ず確認してください。被用者は、会社の給与事務担当者の確認が必要です。
	通勤定期券の購入者	通勤定期券の写し	佐久平駅で購入したものに限ります。（別の駅で購入した場合は対象外）
	全員	新幹線乗車券等の領収書の写し	領収書の提出がない場合は、支給できません。（JR券売機やみどりの窓口以外の場所で乗車券を購入する場合、但し書に佐久平駅発着の新幹線乗車券であることを記載してください。但し書がなく、佐久平駅発着の新幹線乗車券であることが確認できない場合、支給の対象にならないことがあります。）
	被用者	会社の通勤手当の額を証明できる書類	給与明細など
	個人事業主	新幹線利用明細報告書兼誓約書（様式第4号）	誓約事項は必ず読んでください。活動内容は具体的に記載してください。
	その他	電子マネーの利用履歴	Suica、モバイルSuica等の電子マネーを利用する場合、利用履歴を印字し、提出してください。（定期券利用を除く）
	その他市長が必要と認める書類		

【④ シェアオフィス等利用支援金】

申請期限 : 利用契約をした年度の3月31日まで

対象期間 : 「リモートワーク支度金の交付決定兼確定を受けた日」の翌月から36か月間

	必要な人	必要な書類	備考
必要書類	全員	リモートワーク実践者スタートアップ支援金（シェアオフィス等利用支援金）申請書兼実績報告書（様式第5号）	
	通勤定期券の購入者	シェアオフィス等利用に係る領収書の写し	1か月以上を単位とする契約であることが分からない場合、そのことが分かる補足資料を添付してください。
	その他市長が必要と認める書類		

5 毎年度末の調査について

【移住者の場合】 ※ 資料の提出の必要はありません。市で確認します。

担当職員が固定資産税課税台帳及び住民基本台帳に記録されている事項を閲覧します。

【二地域居住者の場合】 ※ 交付から3年間の毎年度末（3月31日）までに、必ず提出してください。

居住実態を証明する資料（電気・水道・ガスなど公共料金の領収書など）を市に提出してください。

6 以下のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定を取り消し、支援金の返還を求めます。

補助金の取消	取消事由
	移住者の場合、支援金の交付を受けた日から3年以内に佐久市から転出したとき。 二地域居住者の場合、支援金の交付を受けた日から3年以内に佐久市での居住実態がなくなったとき。 その他市長が支援金の返還を相当と認めたとき。

7 その他不明な点があれば、下記担当へご連絡下さい。

【問い合わせ先】
移住交流推進課
住所：佐久市中込3056
電話：0267-62-4139
Mail：kouryu@city.saku.nagano.jp